

福寿海無量 海洋散骨同意書兼申込書

フリガナ

故人様との続柄

施主名

印

ご住所 〒

ご連絡先 ご自宅

希望の散骨方法をお選び下さい

- 合同乗船散骨プラン
 - 代理散骨プラン
-

故人様お名前

フリガナ

故人様の好きな曲や音楽

故人様命日

年 月 日

散骨式ご希望日

令和 年 月 日

出航時間 :

ご希望海域

- 沖縄(糸満)
 - 宮古島
 -
 -
-

乗船人数

名(大人 名 / 子供 名)

乗船棧橋

粉骨について

- 福寿海無量にて粉骨
 - 施主様にてご手配
 - ※当日水溶性の袋に入れてお持ち下さい
-

※福寿海無量にて粉骨の場合

- 袋小分け数(袋)
 - ※水に溶ける袋のままご散骨いただくため袋に分けてご用意致します
 - 乗船定員数まで袋分け無料です。追加1袋330円(税込)でご用意致します
-

手元供養

- あり
 - なし
 - (※お決まりでしたらご記入下さい)
 - 骨壺・桐箱の引き取り依頼(無料)
-

オプション

- フリードリンク
 - ソフトドリンクのみ 御一人様 1,100円(税込)
 - アルコール有り 御一人様 2,200円(税込)
- お食事希望
 - ※御一人様 1,870円(税込)～
- 手元供養品

- 13,200 円(税込)～
 - 献酒追加
 - 5,500 円(税込)～
 - 献花追加
 - 5,500 円(税込)～
 - 生花祭壇
 - ※価格応相談、中型クルーザー以上
-

私、(施主名) は下記の内容について同意します
記

1. 家族・親族等の同意の上、(チャーター散骨・代理散骨)を株式会社福寿海無量に依頼し、本申込書に記載された故人の遺骨を(全て・一部)海洋散骨する。
 2. 散骨式当日、気象状況及び緊急保守点検により出航できない場合は、散骨式を延期とする。
 3. 延期の場合、30日以内に散骨式を実施する。
 4. 申込者都合により散骨式の実施を全てキャンセルした場合、以下のキャンセル料が発生するものとする。本予約成立～乗船31日前:総額の10%、乗船8日前～30日前:総額の20%、乗船4日前～7日前:総額の30%、乗船2日前～3日前:総額の50%、乗船前日:総額の80%、乗船当日:総額の100%
-

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

約款(ご利用承諾書)

株式会社 福寿海無量(以下、「当社」という。)は、「海洋散骨」サービス(以下、「本サービス」という。)に関して、以下の事項をお約束するとともに、お客様にもお約束頂きたく、本約款(以下、「本約款」という。)をご提示させていただきますので、内容を確認後、末尾にご署名ご捺印頂き、ご提出下さい。ご署名ご捺印頂いた場合、本約款が、当社とお客様との合意内容を正確に示す契約書(以下、「本契約」という。)として効力が生じますので、その点ご留意の上、ご確認ください。

第1条(本約款の目的)

本約款は、お客様の依頼に基づき、当社が本サービスとして必要な船舶を提供し、その他有料コンテンツを提供することにつき、お客様と当社との権利関係を定め、両者の利益、リスク等を平等に設定することを目的としております。また、本約款は幹事様以外のご同行の皆様にも内容をお伝え頂きご理解ご了承頂けているものとします。

第2条(本サービスの提供)

1. 当社は、お客様に対して、善良なる管理者の注意義務をもって本サービスを提供致します。
 2. 当社がお客様に対して提供する本サービスの内容はその附属書面および別途両者の合意で決定致します。
 3. 当社は、お客様から依頼を受けたサービスの一部を、お客様の個別の許可なく自由に、第三者に業務委託できるものとします。
-

第3条(運航中止, 返金あり)

当社は、船舶の安全な運航のため、以下に定める事由に該当する場合には、本サービスの実施を中止、中断する場合がございます。当該サービスの中止、中断が決定した場合、当社は、速やかに代表者の方へ報告し、出来る限り迷惑のかからないよう

に努めます。この場合は、当該サービスの実施の延期あるいは既に受領している料金の全額又は一部を返還致します。

1. 気象または海象の状況により予定どおりの船舶運航が著しく困難であり、また船舶の運航サービスの実施および海上の別船、別棧橋での実施に危険を及ぼす恐れがあると当社が判断した場合、また公的機関が船舶の運航中止の決定を下した場合
2. 天災、火災、海難、使用船舶の故障、その他やむを得ない事由が発生した場合
3. 官公庁の命令または、要求があった場合
4. 棧橋の混雑、周囲の船舶事故その他緊急事態の為、離岸、着岸に危険が伴う場合
5. 船舶が手配できていない、定員オーバー、その他予定どおりのサービス提供が著しく困難な場合

第4条(運航中止, 返金なし)

当社は、船舶の運航のための必要な手配を進めた場合には、以下に定める事由により、運航中止となる場合があり、この場合は既に受領している料金については一切返金せず、また中止、中断時点で料金全額の支払いが未了の場合、当該残額についてご請求させていただきますのでご了承下さい。

1. お客様都合により本契約の大幅な変更が余儀なくされた場合
2. お客様その他の乗客が危険回避のための船長・クルーの指示に従わない場合
3. お客様が反社会的勢力等(暴力団員, 右翼団体員, 反社会的勢力その他これに準ずる者を意味する。)であること, または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている場合
4. お客様その他の乗客が第9条で定める禁止行為をした場合

第5条(料金のお支払いその他の手続)

1. 当社は、お客様からの問い合わせを受け、ヒアリングを経てお見積もりをお客様に提示し、契約内容につき合意が成立した場合は本約款につき、お客様からご署名ご捺印頂きます。
2. 手付金の支払いについては、ご署名ご捺印頂いた第1項の本約款のご提出後、7日以内に料金予定額の30%以上の金額を当社指定の方法でお支払い頂きます。当該お支払いの時点で予約成立となります。ただし、クルーズ日が迫っている場合はこの期日の限りではなく、早急にお支払をいただく場合もございます。なお、お振り込みにてお支払い頂く場合には下記口座にお振り込み頂きます。振込手数料等はお客様に負担して頂きます。

記

〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 ●●● カ)福寿海無量

3. 料金(手付金を払っている場合には残金)については、お客様は当社に対して、記載された料金予定額又はそこから当事者間の合意により変更された金額(手付金を払っている場合には残金)を、記載された支払期限までに、又は支払日に記載の支払方法により支払います。なお、振込手数料その他支払いに要する費用はお客様に負担して頂きます。
4. お客様は当社が特別に了承した場合を除き、本サービス実施の4営業日前までに乗船人数(それに伴う料金等)その他サービス内容を確定しなければなりません。

第6条(お客様による任意解約)

1. お客様は、本サービス実施前に、本サービスを任意解約することができますが、その際は、以下のキャンセル料をお支払い頂きます。

取消日 キャンセル率

本予約成立日～乗船 31 日前 クルーズ料金 10%

乗船 8 日～30 日前 クルーズ料金 20%

乗船 4 日～ 7 日前 クルーズ料金 30%

乗船 2 日～ 3 日前 クルーズ料金 50%

乗船前日 クルーズ料金 80%

乗船当日 クルーズ料金 100%

※クルーズ料金とは、お申込書記載の料金予定額(飲食などある場合、またオプション料金も含めた総額)となります。

2. お客様のご判断で、本契約の任意解約や本サービスの中止をするためには、たとえ悪天候その他やむを得ない理由であっても、第1項のキャンセル料が発生します。また、本予約後、事前に順延日を設定頂き当社側も了解している場合であってもキャンセル規定に則ったキャンセル料をお支払いいただきます。ご了承いただいた上で順延の場合は、支払い済料金(手付金と残金)は返金とはならず、お預かりさせて頂き、別途キャンセル料を追加請求させて頂きます。

第7条(当社による支払期限の変更, 任意解約)

1. 当社は、船舶管理会社との契約の問題その他の事情により、やむを得ず、お客様に対して、第3条第3項にかかわらず、その支払期限や支払日前に、料金(手付金を払っている場合には残金)の全部又は一部の支払いを求めることがあり、お客様がその支払いを拒絶した場合には、当社は、本契約を変更又は任意解約できるものとし、お客様はこれに異議を述べることはできません。もちろん、この場合、既にお支払い頂いている料金(手付金)がある場合には全額返金致します。
2. 当社は、お客様に以下の事由が生じた場合、本契約を任意解約できるものとし、第4条のキャンセル料発生期間内の場合には、所定のキャンセル料もかかるものとしします。

第8条(お客様の禁止行為)

本サービスにおいては、以下に該当する行為を禁止致します。お客様が当該各行為をした場合には、当社としても、運行の強制的中止その他本契約及び法令、信義則等に基づき適宜対応させて頂きます。

1. 引火・発火の恐れのあるもの、危険物、悪臭の発生するもの、所持等が違法とされているもの等の持込み、使用等
2. 許可された場所以外での海上への飛び込み、海上への物の投げ込み等
3. 暴力、暴言等船内の平穏を害する恐れのある行為
4. 船内設備を著しい汚損、破損させる恐れのある行為
5. 酔って全裸になる等のわいせつ性を伴う行為

6. 各法令に反する行為、その他当社が利用者として不適切と判断する行為
-

第9条(留意事項)

1. 周辺施設等への迷惑防止のため、当社機材及び持込機材に関わらず、音量には制限がございますので、こちらで指定した音量内でクルーズをお楽しみください。船舶のエンジン音などにより船内外に流れる音量には限りがございます。エンジン音の影響に対して当社では何ら責任を負いかねますので、その点ご了承下さい。
 2. 電車又はお車で発着場所までお越しいただく際、渋滞やダイヤの乱れなどの理由で、出航時間を遅らせることはできませんので、時間には余裕を持って、現地にお越しください。遅れて出航する場合も帰港時間は予定通りとさせていただきます。また時間が延長した場合は、追加料金が発生する場合もございます。ただし、棧橋や船舶によっては、事前にご相談頂ければ出航時間を遅らせることや棧橋に再着岸、または棧橋に停泊させたまま遅刻の方をお待ちすることも可能ですのでご相談ください。
 3. 未成年者による喫煙・飲酒、自動車運転される方の飲酒は固くお断り致します。また、年齢確認のために身分証明書をご提示頂く場合がございます。
 4. 当社は、船舶運航、基本設備(トイレ、照明等)、無料の運営サポート、有料コンテンツ等の提供を、自ら又は第三者への適切な委託により実施しますが、無料でご提供するサービスに関する不手際や、無料貸出し可能な付帯機械設備(マイク、音響映像、その他機材等)の不調、およびお客様お持ち込みの各種機材との接続不調に関しては、一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
 5. お客様の故意または過失により船内機材又は船舶が破損した場合には、実費請求及び船体運航不能による収益機会損失分の賠償金等をご請求させて頂く場合があります。
-

第10条(お客様間の紛争処理)

1. 本サービス実施中に発生したお客様間の事故、盗難その他の紛争については、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、当社は一切の責任を負いかねます。ただし、有料でクロークサービスを当社が提供する場合はこの限り

ではありません。安全、貴重品管理には十分に気をつけ、マナー、ルールを守るようお願い致します。

2. 本サービス実施中に発生したお客様と当社委託先又は委託先役職員との間の事故その他の紛争については、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き、当社は一切の責任を負いかねます。当該委託先との間で解決してください。

第 11 条(クルージングサービス)

1. お客様が執り行う、葬儀、散骨、法要などの企画・進行・結果に関して、当社は原則として関与せず、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いません。
2. お客様満足向上目的での無償サービス(写真撮影 & プレゼント、音響映像サポート等)に対して、当社では一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
3. 粉骨は状況により外部の委託業者に委託する場合がございます。

第 12 条(反社会的勢力排除)

1. 当社およびお客様は、相手方に対して、本契約が締結された日および将来にわたり、自己または自己と同時に本サービスを利用する者が次の各号に該当する者または団体(以下、「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、保証します。

暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、政治活動、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者

2. 当社およびお客様は、合理的理由に基づき相手方が次の各号に該当すると判断した場合、何らの催告なしに本契約を解除することができます。

1. 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合
2. 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して以下の行為を行った場合
3. 違法なあるいは相当性を欠く不当な要求
4. 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
5. 情報誌の購買など執拗に取引を強要する行為
6. 被害者団体など属性の偽装による相手方への要求行為

7. その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為
 8. 相手方に対して、自身が反社会的勢力である、または、関係者である旨を伝えるなどした場合
3. 当社およびお客様は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負いません。
-

第 13 条(準拠法及び裁判管轄)

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。